

平成27年 第4回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成27年3月5日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成27年3月5日

東京都教育委員会第4回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第35号議案

平成27年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用附則9条本の採択について

第36号議案

平成27年4月1日付東京都公立学校長及び副校長の人事異動について

第37号議案

東京都公立学校長の任命について

第38号議案から第41号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 平成27年度オリンピック・パラリンピック教育推進校について

(2) 平成27年度東京都立高等学校入学者選抜実施状況（経過報告）について

(3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

委員長	木村 孟
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋 匡
	(欠席)
委員	山口 香
委員	遠藤 勝 裕
委員	比留間 英 人

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	比留間 英 人
	次長	松 山 英 幸
	教育監	高 野 敬 三
	総務部長	堤 雅 史
	都立学校教育部長	早 川 剛 生
	地域教育支援部長	前 田 哲
	指導部長	金 子 一 彦
	人事部長	加 藤 裕 之
	福利厚生部長	高 畑 崇 久
	教育政策担当部長	白 川 敦
	教育改革推進担当部長	出 張 吉 訓
	特別支援教育推進担当部長	松 川 桂 子
	指導推進担当部長	鯨 岡 廣 隆
	人事企画担当部長	粉 川 貴 司
(書 記)	総務部教育政策課長	壹貫田 剛 史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成27年第4回定例会を開会します。

本日は、乙武委員から所用により御欠席との届出を頂いております。

まず、取材・傍聴関係でございます。取材は、東京新聞外3社、合計4社、個人は合計7名からの申込みがございました。入室を許可してよろしゅうございますか。

—— 〈異議なし〉 —— それでは、よろしく申し上げます。

日程以外の発言

【委員長】 議事に入ります前に、一言申し上げます。

東京都教育委員会におきまして、一度注意を促しても、なお議事を妨害する行為を行う場合には、これまでと同様、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書の内容を守ることなく退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて厳正に対処いたしますので、御留意ください。

なお、傍聴人が教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぎ速やかに着席や退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御承知おきください。

会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、遠藤委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回1月22日開催の第2回定例会の会議録ではありますが、先日本配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、第2回定例会の会議録については御承認いただいたということで取扱いをさせていただきます。

ます。

前回2月12日開催の第3回定例会会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、いつものとおり次回の定例会で御承認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、非公開の決定であります。本日の教育委員会の議題のうち、第36号議案から第41号議案まで及び報告事項(3)については人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件についてはそのように取扱いをいたします。

議 案

第35号議案

平成27年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用附則9条本の採択について

【委員長】 まず、第35号議案、平成27年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用附則9条本の採択について、説明は指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 第35号議案、平成27年度、来年度都立高等学校等で使用いたします、いわゆる附則9条本、これは文部科学省の検定教科書あるいは著作教科書以外の教科書でございます。この採択についてお諮りするものでございます。

1月8日の教育委員会で、この附則9条本の扱いについて報告をさせていただきました。学校からの選定結果がまとまりましたので、経過を説明させていただきます。

まず「1 教科書採択に当たっての留意事項」は、いわゆる教科書を採択するに当たっての留意事項で、検定教科書とほぼ同様でございます。(1)採択は、採択権者である東京都教育委員会が責任と権限において適正かつ公正に行う。(2)として、都立高等学校が選定した教科用図書東京都教育委員会が調査し採択すること、その際、(3)生徒の実情等を十分配慮するという留意事項でございます。

「2 各学校における附則9条本の選定」ですが、まず(1)にあるとおり、校長を委員長とする教科書選定委員会を設置して、この附則9条本が適正かどうかを検討しました。またその際、(2)として、その附則9条本が教育課程に準拠しているかどうか、また、アからエまでに示した4点の要件を備えているかどうかを各学校で調査して、(3)で最終的に校長の責任と権限で最も適切な附則9条本を選定し、(4)で選定理由を明記して報告していただきました。

「3 附則9条本の調査及び選定結果の審査」ですが、教育庁指導部においてその選定理由に基づいて、それぞれ見本を提出していただき、実際に年間を通して授業で使用することにふさわしいかどうかを調査して、選定結果の審査を行ったものでございます。

以上の手続を経て各学校が選定した附則9条本をまとめたものが別紙1、別紙2でございます。

まず別紙1は、都立高等学校及び中等教育学校（後期課程）から選定された結果でございます。代表的なものを幾つか具体的に御説明したいと思います。

4ページは都立三田高等学校全日制普通科で、フランス語、ドイツ語、中国語を学校設定の科目として、それに伴う附則9条本を選定しております。普通科ではこうした外国語の授業で使用するテキストを選定する学校が大変多くなってございます。

続いて11ページは工芸高等学校、全日制についてでございます。マシクラフト科、アートクラフト科、インテリアデザイン、グラフィックアーツといった科がございしますが、御覧いただくとおりインテリア実習、あるいはグラフィックアーツ、写真といったそれぞれ実習を中心とした図書を選定してございます。工業高校はこの形が非常に多くなっております。

続いて31ページは園芸高等学校、全日制についてでございます。園芸科、食品科、動物科の3科ございまして、3番の食品バイオテクノロジーや動物看護学、食品衛生といった附則9条本を選定してきております。

続いて75ページは砂川高等学校、通信制についてでございます。それぞれ文部科学省検定済教科書に準拠した通信制課程の学習書を選んできております。この通信制課程学習書とは、検定教科書を要約あるいは図式化して、そのポイントを明らかにした

ような形で編集し直したものでございます。また「江戸から東京へ」を学校設定科目として設置して選定をしております。

続いて99ページは若葉総合高等学校、全日制の総合学科で、多様な学校設定科目を設置しているのが総合学科の特徴でございます。スポーツ、芸術、100ページの英語やフランス語、中国語、更に下へ行って茶道、伝統工芸、カウンセリングと、若葉総合高校は全部で45点の附則9条本を選定していて、今回都立高校では最多の選定でございます。

都立高校については以上でございます。

続いて、別紙2は都立特別支援学校（高等部）の選定結果でございます。それぞれの障害種別に知的障害を合わせ有する生徒のための教育課程で使用する附則9条本でございます。これも幾つか紹介させていただきます。

まず1ページは文京盲学校、視覚障害の高等部で、各教科に絵本、あるいは右側に調査研究資料に掲載とございますものは、小・中学部で使用しているものを、障害を合わせ持つということで、高等部でも使うという形で改めて選定をしております。また視覚障害ということで、CD付きの図書などを選定しております。

続いて4ページは葛飾ろう学校、聴覚障害の高等部で、4ページの共通科目については文京盲学校と同様ですが、5ページを御覧いただきますとクッキング、製菓、調理といった科目が多くございます。これは、葛飾ろう学校には専攻科があって、高等部を卒業して2年間、調理師免許を取得する養成課程がございます。こちらで使用する附則9条本ということでこういった種類のものが増えてございます。

続いて18ページは志村学園、肢体不自由の部門についてでございます。こちらではビジネスマナー、あるいは生活単元学習、自立的な生活を送るために必要なことを総合的に学習する科目ですが、こういった学習に必要な附則9条本を選定してきております。

最後に48ページは永福学園、知的障害の就業技術科についてでございます。生徒の企業就労に向けて専門的な職業指導を行うということで、飲食店の接客サービスとかホテルのハウスキーピング、あるいは清掃作業の従事者として必要な研修テキストなどを選定してきております。

議案資料 2 枚目は、〈参考〉としてございまして、ただいま御説明した高等学校と特別支援学校の選定結果を教科別にまとめたものでございます。高等学校では今申し上げた外国語が非常に多く、次いで芸術、家庭、あるいは専門高校の実習の図書などが多くなってございます。縮めて351種類でございます。

特別支援学校では、芸術が52種類、家庭、そしてビジネスマナーなどの職業の教科について合わせて329種類を選定してきております。

1 枚目の「4 採択」でございます。以上御説明しました選定結果、高等学校は351種類571点、これは一つの附則 9 条本を一つの学校で使うと 1 種類 1 点、同じ教科書を二つの高校で使用すると 1 種類 2 点という数え方になって571点、特別支援学校の高等部は329種類623点で、こちらの各学校の選定結果を総合的に判断していただき、本日の教育委員会で御審議の上、採択をしていただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。以上、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の調査と採択について御説明いただきました。審議の方法であります。議案資料にもありましており採択案は学校ごとになっておりますが、各課程や種別の特徴や傾向について代表的な事例を取り上げながら今御説明をいただいたところですので、一括して採択するか否かを決定するという方法を採用したいと思います。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、ただいまの説明に対して御質問等がございましたらお願いいたします。

【竹花委員】 本筋とは少し違うのですが、この附則 9 条本は無償で配布されるものでしたか、高校はどうでしたか。

【指導部長】 高等学校の場合は費用の負担をいたします。

【竹花委員】 高等学校の附則 9 条本は、これまで検定本として採択していた教科書と比べて値段はどうなのですか。これは発行部数が余り多くないだろうと思うのですが、どれぐらいの値段で、あるいは普通これまで我々が採択してきた教科書に比べて値段的にどんなものなのですか。

【指導部長】 今日ここで選定していただいて上げてきた図書の価格については、高等学校の場合は 1 冊平均で1,962円、特別支援学校のものは1,374円ということで

す。

【管理課長】 平均にすると大体2,000円弱、特別支援学校では1,300円ということで、これは有償という形になりますが、所得に応じてその補助は出てまいります。

【竹花委員】 発行部数が少ないことに伴って、我々が今まで採択してきた検定本に比べてすごく高いとかいうことがあるのですか。

【管理課長】 検定本については、例えば工業科などで1,600円台ということなので、若干高いかなというところがあります。

【委員長】 若干ですね。

【竹花委員】 はい、ありがとうございました。

【遠藤委員】 今の質問と関連するのですが、2の(2)のエに留意事項として一つ、保護者の経済的負担が過度にならないこととありますが、基本的なことで恐縮ですが、今の義務教育段階の小・中学校の教科書は全て無償と認識していたのですが、それでよろしいかということと、高校に入ると逆に、今の説明だと全て有償と理解していてよろしいのでしょうか。

【指導部長】 小・中学校、義務制については無償でございます。こちらについては先ほどもあったとおり東京都高等学校等の奨学のための給付金というものがあって、保護者の所得によって、この購入に当たっての補助がございます。

【遠藤委員】 それは高校無償化の中で、昨年度から親の所得基準が920万円を超える場合には授業料無償化をやめて、その部分を給付型の奨学金に回すという制度になったかと思うのですが、その制度とは関係なく、教科書だけで、教科書の無償提供ということで、親の年収基準によって教科書が無償になる家庭があると。いわゆる昨年からはじめた無償化のちょっと変則的な奨学金制度とは別のものと理解してよろしいのですか。

【管理課長】 委員がおっしゃいましたように今年度からできた制度で、関係はございます。ですから、前からあったということではございません。

【都立学校教育部長】 いわゆる授業料の無償になる奨学支援金とはまた別の制度でございまして、教科書とか学用品、修学旅行費とか生徒会費とかPTA会費などに使える奨学のための給付金が、生活保護世帯と住民税所得割の非課税世帯を対象に、

平成26年度の入学生からということでございます。

【委員長】 一つ質問があるのですが、当然総合高校のように選択科目が多い、選択の幅が広い学校種については、附則9条本が多くなるんですね。全体として全都立学校の中でどのぐらいの学校がこの附則9条本を使うのですか。

【管理課長】 附則9条本の選定状況ですが、高等学校については236課程ありますが、そのうちの107課程、約46パーセントの学校で選定され、特別支援学校については52校中47校、約90パーセントで選定されています。

【委員長】 分かりました、ありがとうございました。よろしゅうございますか。

それでは、先ほど申し上げたように一括して採択ということでよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

報 告

(1) 平成27年度オリンピック・パラリンピック教育推進校について

【委員長】 次に報告事項(1)平成27年度オリンピック・パラリンピック教育推進校について、説明を指導推進担当部長、よろしくお願いします。

【指導推進担当部長】 それでは平成27年度オリンピック・パラリンピック教育推進校について、その候補となります600校を決定しましたので御報告させていただきます。

まず、この事業の趣旨ですが、柱として2020年大会を見据え、大きくは第一にスポーツに親しむ、第二にオリンピズムを正しく理解する、第三に異文化理解とか国際交流、第四に特に心のバリアフリーを目指し、パラリンピックを通して障害に対する理解をより一層推進していく、このように様々なオリンピック・パラリンピック教育を展開して、2020年大会が子供たちの生涯にわたる心のレガシーとなるように取り組んでまいります。

推進校の指定ですが、幼・小・中学校については区市町村教育委員会の推薦、都立

学校については積極的に取り組みたいとの校長の申請に基づき決定します。校種別合計の学校数は600校となります。指定期間は1年です。

そして推進校の具体的な取組内容は、ここに12点示してありますが、学校ごとに選択をして、創意工夫した取組を展開していただく予定です。

主なものとしては(1)オリンピック・パラリンピック学習、(2)国際理解教育、(4)運動・スポーツへの興味・関心を高めること、(8)日本の伝統文化理解、また、(9)国際的なマナーあるいは礼儀・作法の学習、(10)ボランティア、(11)様々な機関との連携による国際交流などを具体的内容と考えております。

別紙にこの600校の一覧を区市町村別に掲載しております。

参考資料として、本年度300校の教育推進校で取り組んでいるものの代表的な事例をここにお示ししました。新宿区立西戸山幼稚園では、親子で運動遊びという取組、中央区立泰明小学校では、オリンピック色にあしらって工夫した運動会、また、オリンピッククイズを出す朝会などを実施しています。それから、中央区には選手村などの設置が予定されていて、国旗の調べ学習などに取り組んでいました。

小金井市立第三小学校では、日本の伝統文化を体験するという一方で、邦楽と合わせて作法の勉強として、お箸の使い方の学習に取り組んでいます。

三鷹市立第一中学校では、ボランティア活動を想定し、英語によって我が国の歴史や文化を紹介するという英語の授業を展開しました。

都立翔陽高等学校では、全てのクラスがある国を勉強する「1クラス1国運動」を展開して、その国の文化や歴史を学習し、お互いのクラスで発表し合う活動を行っております。また、おもてなしの心の体験ということで、留学生と一緒に日本の伝統文化や海外の文化を伝え合いながら交流をしました。

都立葛飾ろう学校では、障害者スポーツの学習をテーマとし、陸上競技における、「聴覚障害者はスタートの号砲が聞こえない」という状況を改善するため、自分たちで光刺激スタートシステムというものを卒業制作で作っています。また、伝統文化を外国人向けに紹介する資料を、自ら授業の中で作って紹介しております。

下に幾つか課題を示しましたが、こうした課題も踏まえて、来年度は600校でオリンピック・パラリンピック教育に取り組み、全校実施に向けてオリンピック・パラリ

ンピック学習を加速させていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して何か御質問・御意見等ございますか。

【遠藤委員】 これは指定期間が今年の4月1日から来年の3月31日までの1年間になっていて、オリンピックはその先ですよ。この1年間はこの600校でやって、来年度平成28年の4月1日からも同じような取組をされるのかどうか。その場合にはこの学校の指定変更などがあり得るのか、あるいはこの1年間の実績の中からそのまま継続することになるのか、その辺りはいかがでしょうか。

【指導推進担当部長】 来年は、リオデジャネイロ大会があります。その頃には全ての学校でこうしたオリンピック・パラリンピック学習をしていこうと考えておりまして、そのための研究開発をしていただく予定です。

【遠藤委員】 そういう意味ですね。

【指導推進担当部長】 これは拡大をしながら、いずれは全校実施に向けて取り組んでいきたいと考えています。

【遠藤委員】 要するにモデル校ということですね、分かりました。

【山口委員】 学校の割合ですが、小学校が一番多くて、中学校、高等学校と少しずつ減っていくということは、やはり学習時間の制約で、こういうことを高等学校とかではなかなか取り入れにくいということなのか、私からすると、ちょっと高等学校が余りにも少ないかなと思います。グローバルという視点で考えると、小学生よりも、むしろ高等学校ぐらいに成熟した生徒にしっかり学んでもらいたいと思うところがあるのですが、このバランス的にはどのような感じなのでしょう。

【指導推進担当部長】 現在の600校というのは全体の公立学校の約25パーセント、4分の1程度になり、来るべきオリンピックのときには全ての学校で学習していきたいと考えています。先ほどの参考資料にもあったように実施上の課題もあって、やはり小学校は担任の先生が全教科を教える中で、こういったものを関連させて組み合わせながら勉強ができるという環境がありますが、中学校、高校になると教科学習、教科担任制でありまして、そういったところを乗り越えながら学校全体でどんな取組が

できるかも研究して、中学校ならでは、あるいは高校ならではのオリンピック・パラリンピック学習につなげていきたいと考えています。

【教育長】 これは学校種別の数が違うといった事情があります。公立の全小学校は大体1,300校です。中学校は600校ぐらい、高等学校が190校ぐらい、特別支援が55校で、大体今申し上げた25パーセントという比率です。部長が今申し上げましたが、これから最終的にこれを全校にもっていききたいということで、来年度はこのような数字でやらせていただいて、これでもまだ25パーセントなので、次の段階、その次の段階と強化して行って、最終的に都内の2,200校が何らかの形で全てこのオリンピック教育を実施できるような形にもっていききたいというモデル校ということですので、こうした数字の設定にさせていただいているということです。

【山口委員】 よく分かりました。もうオリンピック・パラリンピックは5年後ですので、実際にボランティア活動などに関われる年齢、年代は、多分今の中学校世代、高校世代が多くなるかと思しますので、そういった観点からも英語教育などとも連携、また英語以外の語学もありますし、ボランティア活動もありますし、実際に目標を持てる年齢ですので、是非全校実施に向けてやっていただければと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

これは校長からの申請に基づき指定ということですが、申請があったところは全て指定したのですか。

【指導推進担当部長】 都立学校については、申請があったところは全て指定しております。

【委員長】 600という数は偶然なのですね。

【指導推進担当部長】 失礼いたしました、幼稚園、小学校、中学校については全体で609校の希望があって、その中から553校に絞り、指定に至っております。

【委員長】 絞るための基準は何ですか。

【指導推進担当部長】 区市町村から優先順位を付けていただいて、ある一定の中に収まるような形で指定に至っています。

【委員長】 分かりました。ほかにはよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それではこの件については報告事項として承ったということにさせていた

できます。ありがとうございました。

(2) 平成27年度東京都立高等学校入学者選抜実施状況（経過報告）について

【委員長】 次は報告事項（2）平成27年度東京都立高等学校入学者選抜実施状況（経過報告）について、説明を都立学校教育部長、よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 それでは平成27年度の都立高校の入学者選抜実施状況の経過の御報告をいたします。報告資料（2）を御覧いただければと思います。まず資料左側で、平成27年2月24日に実施した第一次募集・分割前期募集の受検状況でございます。表にあるとおり全日制では3万1,655人の募集人員に対して4万4,732人の受検で、受検倍率1.41倍ということでございます。その表の中ほどを御覧いただきますと、定時制の学年制では2,250人の募集に対して887人の受検、倍率0.39倍、単位制では2,000人の募集に対して2,629人、1.31倍という結果でございます。

その下に合格発表までの日程を掲げてございます。今申し上げたとおり学力検査の実施は2月24日で、その検査終了後から答案のコピーなどによって採点の準備に取りかかり、翌25、26日を採点・点検に充てて、27日に合格者の選考、28日は土曜日ですが、発表の準備をして、日曜日を挟んで翌月曜日、3月2日に合格発表をしたという流れでございました。

資料の中ほどを御覧いただければと思います。この採点・点検については、昨年9月11日にこの教育委員会で御報告した再発防止・改善策に基づいて実施いたしました。それぞれの学校における採点・点検の取組状況でございますが、まず全体の話として、今回この採点・点検に充てる日を従来より1日延ばして4日間としましたが、この4日間で学校総掛かりになって採点・点検を実施したことによって、全ての高校でこの期間内に採点・点検を終えることができました。

また、20校のモデル実施校ということで、マークシートによる学力検査を実施したということですが、この実施に当たって受検生の混乱は特にございませんでした。

次に、昨年12月、都教委で採点・点検の実施要項を作成しましたが、この要項に基づいて各学校ではそれぞれ学校ごとの実施計画に当たる実施要領を作成してリハーサ

ルを実施するなど校内体制をしっかりと整えて採点・点検に臨んだところでございます。

一連の採点・点検が終了した後、念のため合否のボーダーラインにある解答用紙について再度点検をすることとし、その点検の範囲は、あらかじめ都教委から、上下~~15~~
~~パーセント~~15点※と示したわけですが、中には自主的に全ての解答用紙についても一度改めて点検したという学校もあったということでございます。

また、記述式問題の採点基準ですが、これまでは各学校で定めていましたが、今回その学校の負担を軽減するというところで、都教委でこの採点基準を示したところ、この都教委の示した採点基準の解釈を巡る学校側の共通理解を得る時間と、受検生が実際に記述した解答とこの採点基準との学校側でのすり合わせに相当の時間を要したということがありました。

さらに、念入りに準備を進めてきましたが、本番を迎えた中で、今回の再発防止策について各学校からは意見、要望等が多数寄せられたところでございます。具体的にどんな声が寄せられたかを下に御紹介しております。

評価する声では、採点・点検期間が1日延びたこと、またその期間、採点・点検に充てた25日、26日に生徒を登校させないこととしたことについては、業務が集中できたということで評価する声が多く聞かれました。

また、一部の学校で記号選択式について適用したマークシートについては、正確な採点と大幅な時間短縮を図ることができたということです。

それから、答案のコピーをとって正本と写本による2系統の採点・点検を今回新しく取り入れましたが、この採点・点検の方法は精度向上には非常に効果的だったという声がありました。

その一方で改善を求める声もございまして、まずその2系統で採点・点検をした結果、受検者の多い学校とか進学指導重点校など記述式問題が多い学校では、この採点・点検の方法では予想以上に時間がかかったということでございました。

また、マークシートの導入校では、パソコンの画面上で記述式問題のデジタル採点を行いました。デジタル採点については、画面上の文字が小さくて見づらいなどソフトウェアの使い勝手が悪かったという声がありました。

さらに、先ほど申し上げましたが、部分点の採点基準については、都教委で作成し

たということもあって、学校からの質問が都教委に集中して、都教委で逐次回答をしていったわけですが、その回答が滞留して、学校ではこの回答待ちのために点検作業が滞るという事態が生じました。

あと、記述式問題の数を減らすなど採点を考えた出題方法も今後検討していくべきではないかという声も聞かれたところでございます。

資料右側にあります今後の予定についてでございます。この後、3月4日から3月27日まで、今度は学校間での相互点検をもう一度実施いたします。

また、全答案の20パーセントを抽出し、都教委による答案の点検を4月中旬に実施する予定になってございます。

また、今回新たに導入したマークシート方式の効果検証として、学校対象の調査を3月中・下旬に、またマークシートで受検した生徒を対象に4月上旬に調査をそれぞれ実施したいと考えております。

また、再発防止・改善策自体の効果検証として、高校と中学校を対象として3月中・下旬に調査をするとともに、学校関係者からの意見聴取を4月下旬に実施したいと考えております。

これらの効果検証の結果を踏まえて、6月には再発防止・改善策の成果と課題、課題を解決するための方策をまとめます。また、マークシート方式の成果と課題を整理した上で、平成28年度の入学者選抜におけるマークシート方式の導入方針を決定するなど、今回の入試の総括をしてまいる予定でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対して何か御質問・御意見等ございますか。

【遠藤委員】 では1点、試験方法とはちょっと別なのですが、この一番左の表の受検状況のところですが、受検倍率が1を下回る場合には全員合格とするのでしょうか。あるいはやはり採点をして、これは入学不適格ということが1を下回る場合でもあり得るのでしょうか。それから、例えば定時制の場合に学年制の場合には0.39倍という倍率ですが、ここ数年この傾向は続いているのか、その点はいかがでしょう。

【都立学校教育部長】 まず後段の説明ですが、この0.39倍は、定時制の学年制に

については一次募集の段階では毎年こういう形で1を下回るということをございます。これについてはこの後、2次募集をかけてまいって、おおむねこの定時制の募集人員については埋まっていくことになってまいります。

あと、1を下回るところの学校についての選考ですが、基本的には全員入学ということになります。

【竹花委員】 昨年の入学者選抜を巡る様々な問題を解決するべく、教育庁、学校当局も懸命に努力をしてきて、それが試されたのが今回の試験であり、非常に注目も集まった中での出来事ではありましたが、これまでのところ、やってきた方向がそれなりの所期どおりの取組が行われてきている状況と、今の報告を受けて感じております。

1点確認したいのですが、合否上下~~15パーセント~~15点※ラインでの再点検の効果のようなものについてある程度把握をしていますか。

【都立学校教育部長】 全校に対する調査はまだかけていないのですが、幾つか見られた事例では、やはり合否上下~~15パーセント~~15点※ラインで点検を行ったところ、採点のミスがあって、合否の逆転が見られた事例が今回もありましたので、最後の最後に念のためにボーダー点検をするという意味は非常にあると思います。

【竹花委員】 ありがとうございます。相当慎重にやっても、やはりそういうことが起こり得るということですね。その最後の段階でチェックして誤りが発見できた、その誤りはどういうところから生じたのか、あるいはなぜそうなったのかについても、今後、今度6月までに調べておいてほしいと思います。

恐らくこれだけ集中して作業をしたにもかかわらず、そういう誤りが起こり得るということは、もう制度上やむを得ないことなのかどうかは、来年度の入学者選抜におけるマークシート方式の導入をどうするかにも大きな影響を及ぼすものであると思いますので、その点よろしくお願ひしたいと存じます。

それから、今後の予定の、全答案の20パーセントを抽出し、4月中旬実施するということは、各学校で行った答案と東京都教育委員会で行う今回の抽出検討と、やはり差があるかどうかについてももう1回確認をしたいということだと思っておりますが、20パーセントということは非常に数が多いのですが、そこまでやる必要がありますか。

【都立学校教育部長】 昨年のこともありますので、しっかりやっていきたいという思いでございます。

【竹花委員】 分かりました。事務方の方でやりますと言うものを、やるなどは言えませんが、20パーセントの数は結構多いので、都教委の点検が間違わないようにしっかりやってください。よろしく願いいたします。

【委員長】 よろしく願いします。

ほかに。

【山口委員】 記述式問題の採点基準の共通理解と実際の解答のすり合わせに相当な時間を要したと書いてあるのですが、これは今年度から都教委が採点基準を示した形ですよ。しかし、昨年までもここには随分時間を要しているはずですよ。これは今回に限ったことではないはずですが、今まではそうではなかったわけではなく、記述式問題の採点というものは、当然そこに時間がかかってしかるべきだと思うのですが、今年に限って、都教委が示したからこうなったというような書き方は、ちょっと違和感を感じますね。

【都立学校教育部長】 当然昨年までは各校でこういう採点基準をつくって、各校で悩みながらやっていたわけですが、今年そういった各校の負担を軽減するために、都教委で統一的に示しましょう、それで時間も短縮しましょうという思いでこちらをつくってみたのですが、結果としては今御報告したような形で若干滞留してしまいましたので、この採点基準の示し方自体も、今回の反省を受けて、またちょっと検討していきたいと思っております。

【山口委員】 恐らくこの記述式に関しては高等学校だけではなくて、どこでこういう入試をする場合でも一番大きなポイントになってくるし、受験生たちもどのように採点されるのか、何点かというところが微妙なところだと思うのです。ですから、この「改善を求める声」にもありますが、やはり採点を考えた出題方法というよりは、すり合わせがしやすいと言っはなんですが、やはりちゃんと共通理解がとれるような問題の研究も、これからは必要になってくるかなと考えました。

ですから、これから点検をされていく中で、負担が減ることがよいとは思わないですが、やはりそういうことも是非検討していただければと思います。

【委員長】 私もただいまの山口委員の御意見と同じような感じを持っております。この「改善を求める声」は、こういう試験をやれば当然出てくる意見だと思います。殊に気になるのは、一番最後の「採点を考えた出題方法等について検討してほしい」という声です。この声は言ってしまえば、もっと採点しやすい問題を出せという採点側からの要求になるのではないかと思います。これは本末転倒で、今世界中で、どうやったら学生さんの能力がきちんとはかれるかという努力が懸命になされている時代ですから、むしろどのような問題を出せばよいかというサイドからの検討が大事なので、この4番目の声には、私は個人的には非常に抵抗を感じます。

いずれにしても新しい制度ですから、検証が必要だと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにはよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それではこの件についても報告として承ったということにさせていただきます。ありがとうございました。

※「15パーセント」は「15点」の誤りであり、当日の定例会において都立学校教育部長から訂正の発言あり。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

3月26日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、教育政策課長、よろしくお願ひします。

【教育政策課長】 次回定例会は3月26日木曜日、午前10時より、ここ教育委員会室で行う予定となっております。

3月の第2木曜日に当たります12日は、案件がございません。

以上でございます。

【委員長】 ただいま教育政策課長から報告がありましたとおり、3月12日は案件がないということですので、この場で3月12日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございました。26日は開催されますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

いました。

それでは、引き続き非公開の審議に移ります。

(午前10時51分)